時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	二厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢九厘五毛
			五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

政權と貴族（前號の續き）

政府が新華族を作るの目的は二十三年國會の開設後ハ上院ヲ組織せしむる準備なりとの風説あれども其風説は兎も角も我輩の怪しむ所は今日世人が國會のことを談するに當り誰は新華族に列せられたるが故ニ必ず上院に入る可し彼は何々の爵位なれば下院ニ出席いなかる可しとて恰も貴族の一門は其爵の世襲と共ニ永く上院席に就くのミならず其自分に制せられて下院の出席を待ざる者の如くに信ずるの一事なり畢竟英國の議院組織を想像するが故ニ是等の説も起るなれども上院の組織は獨り英國を限りてのみ通用すべき者ニ非ずして日耳曼に移し難く以て佛蘭西に用ム可らざるは論を俟たず況て日本は王政維新廢藩置縣の其以來社會の階級ハ華族の一門なりと雖も唯是れ人爵榮譽の區別たるに止まり英國の貴族が今ハ尚を不同の公權を有して上院席を私占するの例とは同日にして視る可らざるものなり然るに我國人の政治を談する者は常に英國議院制度の美なるを稱し内閣の勝敗政權の授受悉く輿論の向背に依て之を下して他の原素を交へさるが如きは東洋新開國ハ鑑と爲すに足るものなりおゞ〳〵頻りに之を稱讃するの餘り彼の上院の組織をも共に美なるものと認め仔細の狀實を悉さずして遂に政權を人爵の附屬品なりと誤信するに至るしものならんのみ抑も英國の議院制度は西洋諸國ハ中に在りて較完全のものなるは我輩の異議なき所なれども上院の組織に就て論ずれば昔より勳閥の餘蔭を以て不問ハ政權を世襲にするハ習慣と其族既に世の進歩に後れて政治上に實力乏きの事實とは其國政の爲めに聊か惜まざると得ず然るに日本に於て之に反し折角平等に歸したる公權を再び貴族ハ手に與へ以て其不同を蔽恩せしめんとするが如き事もあらば我輩は斷して其の不利を言はんと欲するなり

英國の上院は往日ころ國政に與りて勢力ありしに相違なけれども其子孫代々必ずしも賢ならざれば其議席も今は無能の侯伯唯りこれを私するのミにして次第に權勢と失ひ議員中、十の八九までは車馬輕裘の快樂外ニ殆んど世事を忘れ之る者今の有様なりと云へり適々有爲の人物なきにあらねども其數至て少きのみ此等の士は上院に出でざるも實は政治社會に勢力を伸ばす可き身分なるハ却て已れの門地ニ束縛せられて下院の門を跨ひを得ざるおろ不幸なれ、本來萬政の實權を握るものは下院にして即ち國中各種の利害を代表する議員の選擧なれバ苟も輿論を側して國政を執らんとせるには何は措置き已れ先づ自ら下院の席に族籍と崇り反對黨の議論を破りて院中に多數を占むるの手段こそ肝要

なれども貴族にして政治の局に立つ者い例の上院出席の制限あるが爲めに直ニ其方面に當ることを得ずして之を他人に托す、緩急前後を誤りたる事相なりと云ふも自可し例へバ今のソールズベリーの位地に就て言ふも自身は貴族たると以て下院に臨む能はざるより配下の團員をして代て其衝に當らしめ已れは上院に引籠もりて敵陣に接せざるは政治界の戰略にあらざるが如し上院い素より保守黨の淵藪なり縱へソールズベリー自身にあれを率ゐざるも已れの味方なるは初めより明瞭なるべければ此方面は他人に任せて躬らこれに與からず更に下院の議席ニ臨み其材力を奮ふて自由黨に當りならば保守黨政府の勢威も必ず今日に優る者あらんなれども事爰に出でずして無用の地に其材を頓はすは侯の爲めに惜むに堪へず或は前の保守黨の首領たりしビーコンスフヰルド伯が倘ほ一已のベンヂャミン ヂスレーリーの資格を以て下院に立ち敵衝ニ當りたるの際と既にして貴族に叙せられ上院に引籠もりたるの後とと比較するに政治社會に對するの光燄氣燄大に相違を生じたるは疑ふ可からず今の英國貴族の大半は謂ゆる錦衣の公子にして孰れも人事世事に暗き中に、適々有爲の人物を生じ又或は之に加ふるに新貴族を以てして活氣を有たしむるの策は貴族一門の爲めには大切ならんと雖も廣く英國の利害より考るときは其得失未だ知るを可らざるなり世人或は英國の上院を以て貴族の力を伸ばす可き好地位なりと認る者もあらんかなれども苟も其族中に有爲の人物を出すときは其人い必ずしも上院に便らざるも政治界に働きを示すの餘地豁然さるのみならず其能居の榮を解ゝ自由ニ政治社會を奔走せしめさらば觀る可きの偉業は今に偖するものの窃に信ずる所なり

（未完）

官報

○文部省訓令第一號

北海道廳　府縣

等常師範學校設備準則別冊ノ通相定ム

文部大臣子爵森有禮

（但別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ）

明治廿一年八月廿一日

○大藏省告示第百七號

本年六月三十日以前ノ書裝畫ニ係ル刻煙草ヲ結束シアル帶印紙ノ交換手續左ノ如シ

明治廿一年八月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

書裝畫煙草ノ帶印紙交換手續

第一款　煙草營業者ハ次ノ各款ニ從テ書裝畫煙草帶印紙ノ交換ヲ請求スルコトヲ得○第二款　本年六月三十日以前ノ書裝畫ニ係ル刻煙草ヲ結束シアル帶印紙ニシテ左ノ資格ニ合スルモノハ其印紙ノ價額一口十圓以上ヲ取纏メタル分ニ限リ新印紙ト交換スルコトヲ許ス」

一刻煙草ヲ結束セル儘ニシテ毫モ再用ノ疑ナキモノ」

一毀損又ハ汚染セサルモノ」一裝畫完全ニシテ且其製造ノ年月日ヲ鮮明ニ記載シアルモノ」一稅則進背ノ廉ナキモノ○第三款　交換ヲ請求セントスル者ハ本年十月五日限其書裝畫煙草ノ束數、各束ノ反量區分及ヒ之ヲ結束セル帶印紙ノ各種類、枚數、價格仕譯書ヲ調製シテ所管租稅檢査員派出所ニ差出シ其審明ヲ受クヘシ○第四款　租稅檢査員ハ其事實ヲ審査シ交換ヲ許スヘキト認ムルモノハ請求人ニ指示シテ直チニ稅則第三十九條第二項ニ從テ改裝及ヒ印紙更貼ノ手續ヲ履行セシムヘシ○第五款　前款ノ場合ニ於テ改裝及ヒ印紙更貼ノ手續ヲ畫チニ履行シ難キトキハ請求人ハ其事由ヲ租稅檢査員ニ申立テ其煙草ニハ封印ヲ受ケ更ニ日ヲ期シテ手續ヲ履行スヘシ○第六款　第四款又ハ第五款ニ依リ履行スヘキ煙草改裝及ヒ印紙更貼ノ手續ハ租稅檢査員ノ指示スル所ニ從フヘシ○第七款　前款ノ檢査ヲ了ヘルトキハ租稅檢査員ハ其書印紙ニ對印ヲ鮮シ第三款ノ仕譯書餘白ニ審明ヲ證記シ年月日官氏名ヲ署シ官印ヲ押捺シテ之ヲ請求人ニ下渡スヘシ○第八款　第三款ノ仕譯書中ニ於テ交換ノ格ニ合ハサルモノヲ混記シアル場合ニハ租稅檢査員ハ其書面ヲ訂正シタル上前款ノ手續ヲ爲スヘシ○第九款　請求人ハ第七款ノ仕譯書審明證ヲ所管郡區役所ニ差出シテ印紙ノ下付ヲ請フヘシ」郡區役所ハ前項ノ仕譯書審明證ニ照シ後款ニ掲クル所ノ割合ニ據リテ新印紙ヲ請求人ニ下付スヘシ但下付スヘキ新印紙ノ種類ハ郡區役所ノ便宜ニ隨フモノトス○第十款　印紙交換ノ價格割合ハ左ノ如シ

書帶印紙ノ價格

一　毎一口百圓未滿　下付スヘキ新印紙ノ割合　百分ノ九十二

一　毎一口百圓以上　百分ノ九十三

第十一款　第三款ノ期限以内ニ請求手續ヲ爲サヽル者ハ交換スルコトヲ許サス

○東京府令第四十二號

醬油稅則改正ニ付醬油製造營業者心得書左ノ通之ヲ定ム

明治廿一年八月廿一日　東京府知事男爵高崎五六

醬油製造營業者心得書

第一條　稅則第一條ノ營業願書及施行細則第一條ノ製造場圖面ハ第一號第二號書式ニ據リ郡ハ戸長區ハ區長ノ奥印ヲ受ケ差出スヘシ○第二條　施行細則第三條ノ器械目錄ハ第三號書式ニ據リ差出スヘシ○第三條　施行細則第五條ノ仕込石受査定石仕込方法屆ハ第四號第五號第六號書式ニ據リ差出スヘシ但見込石高ヲ增減シ仕込方法ヲ變スルトキハ其時々屆出ツヘシ○第四條　施行細則第六條ノ場合ニ於テハ委任狀寫ヲ添ヘ雙方連署ヲ以テ租稅檢査員派出所ヘ屆出ツヘシ但後見人事故アリテ代人ヲ置クトキモ亦同シ○第五條　施行細則第八條ノ容器檢査願ハ第七號書式ニ據リ差出スヘシ」醬油容器ハ番號石數等ヲ書載シ烙印ヲ施スヘキ木札ヲ第八號雛形ニ據リ調製シ之レヲ前面ニ付シ置クヘシ但其寸法ハ容器ノ大小ニ從ヒ伸縮スルモ妨ケナシ」醬油容器ノ番號ハ製造場一箇所毎ニ起號シ其員數ニ應シ順序ヲ定ムヘシ」水粕容器ハ番號ヲ書載シ烙印ヲ施シ丈量ニ及ハサルモノトス」醬油容器ハ調査簿甲乙二帖ヲ製シ甲帖ハ管廳ニ備ヘ乙帖ハ製造人ニ下付シ之ニ調印セシムヘシ」醬油容器ヲ賣買讓與貸借又ハ返却スルトキハ其時々雙方連署ヲ以テ租稅檢査員派出所ヘ屆出容器調査簿ノ訂正ヲ受ケ其授受ヲ爲スヘシ○第六條　醬油ハ仕込ノ着手及仕込濟日數ヲ豫期シ第九號書式ニ據リ着手三日以前ニ租稅檢査員派出所ヘ屆出ツヘシ但一仕込ヲ了ル毎ニ第十號雛形ノ木札ヲ製シ仕込濟年月日ヲ記載シ之ヲ容器ノ前面ニ付シ置クヘシ○第七條　査定未濟ノ醬油ヲ合併シ又ハ汲分ヲナサントスルトキハ其仕込番號桶番號ヲ記載シ租稅檢査員派出所ヘ屆出ツヘシ○第八條　稅則第九條ノ造石査定願ハ第十一號書式ニ據リ差出スヘシ」醬油造石ノ査定ハ醬油造石査定簿ニ記入シ製造人ニ請印セシメ査定票ヲ付與スヘシ」造石査定票ハ容器ノ前面ニ木札ヲ懸ケ之ニ貼付シ若シ容器ヲ爲ストキハ之ヲ移付スヘシ○第九條　施行細則第十六條第十六條ノ諸帳簿ハ第十二號第十三號第十四號第十五號第十六號書式ニ據リ記載スヘシ○第十條　査定未濟ノ醬油腐敗シ又ハ之ニ手入ヲ爲サントスルトキハ租稅檢査員派出所ヘ屆出檢査ヲ受クヘシ○第十一條　稅則第六條但書ノ場合ニ於テハ雙方連署ヲ以テ租稅檢査員派出所ヘ申出ツヘシ○第十二條　醬油（諸味ヲ云フ）ヲ買入レダルトキハ賣渡人ノ住所氏名ヲ記載シ租稅檢査員派出所ヘ屆出檢査ヲ受クヘシ但此場合ニ於テハ仕切書又ハ送り狀ヲ參照ニ供スヘシ○第十三條　施行細則第十一條第十二條ノ場合ニ於テハ郡ハ戸長區ハ區長ノ奥印ヲ受ケ願出ツヘシ○第十四條　醬油製造場一箇所毎ニ第十七號雛形ノ標札ヲ製シ該年製造見込石數ヲ記載シ之ヲ戸外ニ掲出スヘシ其石數ヲ增減スルトキハ紙札ヲ貼付シ更正スヘシ○第十五條　醬油製造營業ニ關スル帳簿ヲ燒失シ又ハ毀損シタルトキハ其事由ヲ詳記シ直チニ租稅檢査員派出所ニ屆出ツヘシ○第十六條　前一箇年間査定ヲ受ケタル諸味石數ヨリ製成シタル醬油石數ヲ翌年一月十日限リ租稅檢査員派出所ニ屆出ツヘシ

（以下書式略ス）

○移住民無賃乘車　宇宮驛内閣鐵道驛傳負人村田堤より農工事業の振興ニ向ふ三箇年間宮廟其移住地に到着する出願せしを以て去

雜

○商工有志會　一項中明治十年近來不振の姿を顧み悲を進め將に隆是正す

○バルガリア國主　都ソヒイア發の報フェルヂナンド公の嫌疑にて捕縛せガリア政府顛覆の

○外國人の土地賣買　る時は外國人は我買し或は商店を開る奇利と博し得せざるを得ざる專どき中々斯る法律るものにあらざれて內地樞要の地と して其實商店の發表面を潛り裏手に種々の少るを約は相互固く守ろ始めて功ある專らざる時は寧ろ條事に付て其筋にはなどと云ひ合へる

○敷地賣買の紛擾　スチーションの を離るゝあると凡りされば其間往町村會議を開き原案の通りは可決より今や土工に從じたりと云ふ事よりの人口を三終にスチーショて恰も慧星の形位の處に至るましされども其處敷地の地主は演ンヨ二十間の二易く請書を出すを慮念し此上は を假るゝあそ然る先の地主い稽々く或は裁判沙汰せし報知ゝ見ゆ

○二箇村の公會　學校新築の件に月十六日を以て七百戸以上の となれば往來の事件ゝ付き